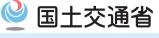
# 自動車検査証の電子化等に関する説明会

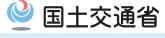
令和4年10月 東北運輸局自動車技術安全部



# 本日の説明会の次第

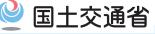


- ① 自動車検査証電子化の概要
- ② 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- ④ OSSの推進
- ⑤ 質疑応答



- ① 自動車検査証電子化の概要
- 2 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- 4 OSSの推進
- 5 質疑応答

# 電子車検証·記録等事務委託制度



- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度(記録等事務委託制度)を導入。
- 〇 これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

#### 1. 自動車検査証のICカード化

#### 2. I Cタグの記録等事務の委託



現

行

電

子

化

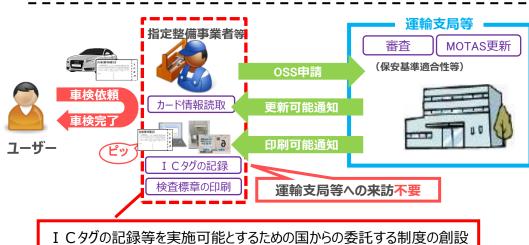


電

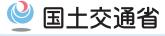
子化







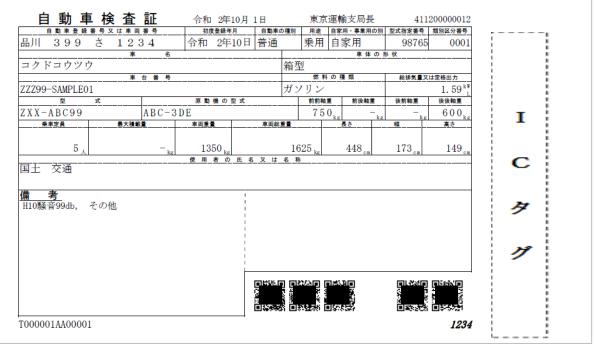
# 自動車検査証の電子化により出頭不要となる手続



○ 電子車検証の券面記載事項に変更が生じる場合には、運輸支局等において新たに電子車検証を交付することになるため、出頭が必要となるが、券面記載事項に変更が生じない場合には、ICタグの記録情報の書き換えのみで手続が完了することから、出頭が不要となる。

手続き	車検証の電子化 による効果	備考
継続検査 (指定整備)	出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わないため、出頭不要 ※運輸支局における記録を選択する場合を除く
変更登録	一部出頭不要化	券 <mark>面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要</mark> 例:所有者が支局管轄区域内で引越した場合
移転登録	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有権留保の解除により、所有者の氏名・住所のみ変更となった場合
新規登録	_	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
抹消登録	_	車検証を返納する必要があるため運輸支局への出頭が必要
新規検査	_	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
継続検査 (持ち込み)		
構造変更		OSS申請対象外
予備検査		

## 新しい自動車検査証の仕様の詳細



#### 【台紙】

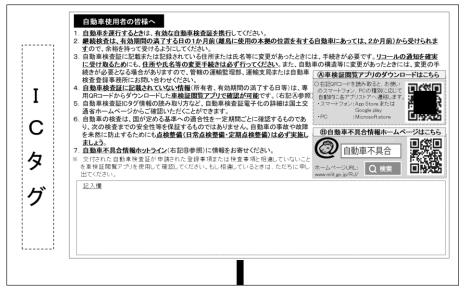
寸法:縦105mm、横177.8mm

(7インチ)

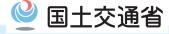
紙厚:150µm(四六判110kg)

#### 【ICタグ】

通信規格: ISO/IEC14443 TypeA



# 自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項



#### <券面記載事項>

- 自動車登録番号/車両番号
- 車名·型式
- 車体の形状
- 自家用・事業用の別
- 軸重(前前·前後·後前·後後)

- 車台番号
- 九四
- 原動機の型式
- 用涂
- 初度登録年月/初度検査年月

- 交付年月日
- 自動車の種別
- 燃料の種類
- 乗車定員/最大積載量

- 使用者の氏名又は名称
- 長さ/幅/高さ
- 総排気量又は定格出力
- 車両重量/車両総重量
- 車両識別符号(車両ID)※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

#### 備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重
- 被牽引自動車である旨
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨

<券面非表示事項(ICタグのみ)

- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 牽引自動車である旨

- 保安上の技術基準についての制限の内容(乗車定員等の制限)
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 貸渡自動車(ワンウェイ方式)である旨
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨

キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

#### 現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能(読取機能付きスマートフォンにも対応)

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所

使用の本拠の位置

#### 備考欄情報

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式

- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

# 車検証閲覧アプリの概要



- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報の確認 等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

#### 車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月~	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

#### サービスの概要

#### 自動車ユーザー

○車検証閲覧アプリをインストール







#### 車検証閲覧アプリの機能

- ・車検証情報の閲覧
- ・車検証情報ファイルの出力
- ・リコール情報等の確認



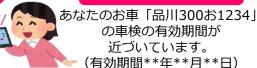
#### 電子車検証



①「車検証閲覧アプリ」の提供

②車検証有効期間更新時期の通知

#### !通知!



ΡI

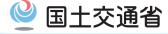
※有効期間満了日より60日前、30日前、経過1日後に通知する想定

#### 国土交通省





### 車検証閲覧アプリのオンラインモード・オフラインモード



- 車検証閲覧アプリには「オンライン」・「オフライン」の2つのモードがある。
  - ・オンライン:インターネット通信が可能な場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグから読み取った情報を元に、「閲覧アプリサーバー」\*1から情報を取得
  - ・オフライン:インターネット通信環境が無い場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグ記録情報を読み取りのみ

#### ① オンラインモードにおける表示項目

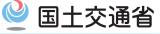
項番	情報	説明
1	車検証情報	現行車検証と同等の情報を画面に表示する。
2	リコール情報	当該車両に対し、MOTASに登録されたリコール情報を画面に表示する。*2
3	放置違反金情報*3	当該車両に対し、MOTASで保持している放置違反金等滞納情報を画面に表示する。
4	QRコード	現行車検証のQRコード2,3を画面に表示する。*4

- \*1: MOTASから「閲覧アプリサーバー」への情報の同期は1日1回のため、「リコール情報」と「放置違反金情報」については MOTAS情報の更新から閲覧可能となるまで1日タイムラグが存在。
- \*2:リコール届出から一定期間(約1年)経過後に未改修の車両を登録するため、閲覧可能となるまでタイムラグがある。
- \*3:表示対象とする方向で調整中。
- \*4:後ページ(【参考】二次元コード、セキュリティコード)を参照。

#### ② オフラインモードにおける表示項目

項番	情報	説明
1	ICタグ記録情報	電子車検証ICタグに記録された情報を画面に表示する。 ※タグ容量の制約から、全ての備考欄情報を記録できない車両が一部存在する。 その場合はICタグ記録情報の末尾に未記録情報があることを明記する。

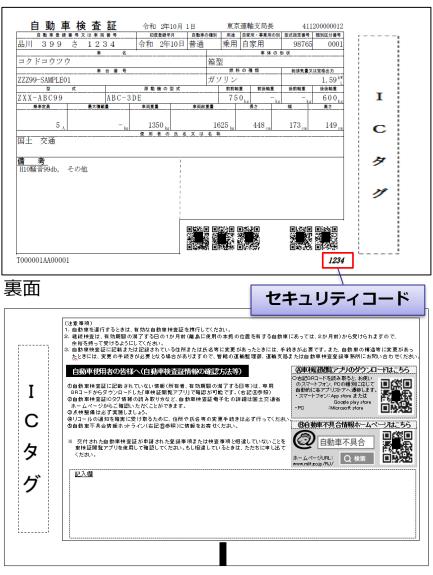
# 【参考】二次元コード、セキュリティコードについて



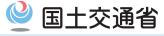
現行の自動車検査証(紙)のイメージを示します。 破線部分がQR2およびQR3となります。



電子車検証のイメージを示します。 セキュリティコードは表面に印字される4桁の数字です。 表面



# 車検証情報を閲覧するために必要な設備等



#### ~スマートフォンで閲覧する場合~

- NFC規格に則ったICカードリーダが内蔵されたスマートフォン
- iOS、Android OS
- 国土交通省より公開する「車検証閲覧アプリ(無料)」をダウンロード

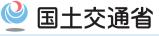
#### ~PCで閲覧する場合~

- PC: Windows10、Windows11
- 国土交通省より公開する「車検証情報閲覧アプリ(無料)」をダウンロード
- ICカードリーダ※
  - ※ <u>市販品(NFC\*規格に対応した非接触型)</u>を想定。ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、並びにPC/SCインタフェースに対応していることが必要

\* NFC(Near Field Communication): 近距離無線通信規格のこと



Windows

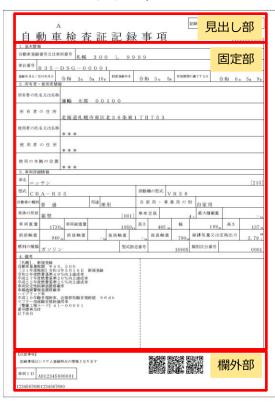


#### ■ 印刷イメージ

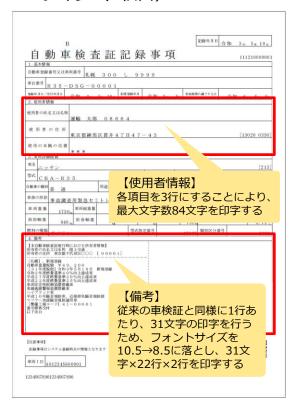
自動車検査証記録事項はA4縦の汎用紙に印刷する。

印字項目のレイアウトは車検証閲覧アプリの照会結果に倣ったものとする。

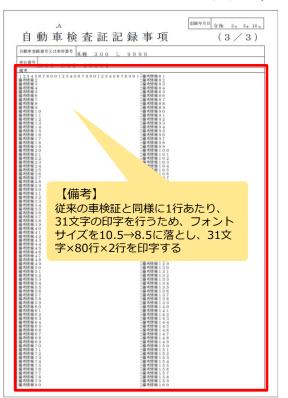
●Aタイプ(1枚目):

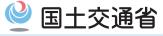


●Bタイプ(1枚目):



●Aタイプ・Bタイプ共通(2枚目):





### 自動車検査証記録事項の詳細

### ■ 出力対象業務

自動車検査証記録事項は電子車検証を発行また は更新する業務で出力する。対象業務を右に示 す。

項番	対象業務
1	新車新規
2	中古新規(限定交付を除く)
3	移転登録(一括又は適用除外を除く)
4	変更登録(一括を除く)
5	更正登録
6	番号変更登録
7	移行切替
8	継続検査(限定交付を除く)
9	臨時検査
10	構造等変更(登録車)
11	構造等変更(届出車)
12	記載事項変更(登録車)
13	記載事項変更(届出車(二輪番変含む))
14	備考欄申請(登録車)
15	備考欄申請(届出車)
16	検査証再交付
17	検査証再出力

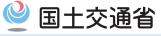
#### ■ 出力契機

自動車検査証記録事項の出力契機を以下に示す。

●窓口申請:OCRシート投入後

●OSS申請:電子車検証の発行/更新時

# 車両IDの概要



#### 車両IDとは

- ✓ 車両に対して、初めて電子車検証が発行される際に付す固有の識別情報(英数字14桁)
- ✓ 自動車のライフサイクルを通して不変
- ✓ <u>登録車、軽自動車、小型二輪を対象</u>に、電子車検証交付時に新規付与(軽二輪は対象外)
- ✓ 既登録車にも、紙車検証から電子車検証への切り替え時に自動的に付与 (登録車、小型二輪:令和5年1月~ 軽自動車:令和6年1月~)
- ✓ ナンバーや所有者が変わっても車両識別が可能となり、将来的に様々な情報連携等の活用を見込む

#### 車両IDの引継ぎ

- ✓ 登録番号は引っ越しをしたとき、車台番号は職権打刻をしたときに変わってしまう可能性があるものの、車両IDは一部の場合※を除き、新規登録から永久抹消されるまで不変の識別番号となる。
  - ※ 輸出抹消後に我が国に再輸入された車両
- ✓ 一度払い出された車両IDは、当該車両が<u>「登録車」から「軽自動車」に変わった場合でも、引き続き同じ車両ID</u>が引き継がれ、 車両形態の変更後も識別が可能になる仕様。

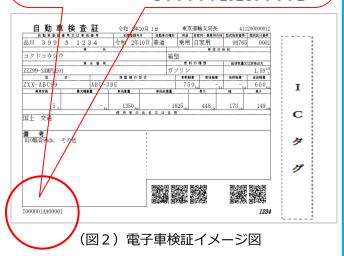
(軽自動車の車検証の電子化以降)



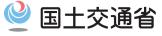
### 車両IDの印字位置

- ○電子車検証<u>券面の左下に印字</u>される。
- ○頭文字について、登録車は" T "、軽自動車は" K "となる。

T000001AA00001



### 車検証電子化後のオペレーション(登録部門)



## 【登録部門】

〈現状〉

OCRシート投入後、車検証(控)等の帳票とともに、車検証発行



〈車検証電子化後〉 審査終了後、電子車検証発行

審査終了後、電子車検証発行

OCRシート
投入

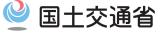
後審査

発行/更新

・ 交付

車検証発行
追加的に発生する業務

### 車検証電子化後のオペレーション(検査部門)



### 【検査部門】

〈現状〉

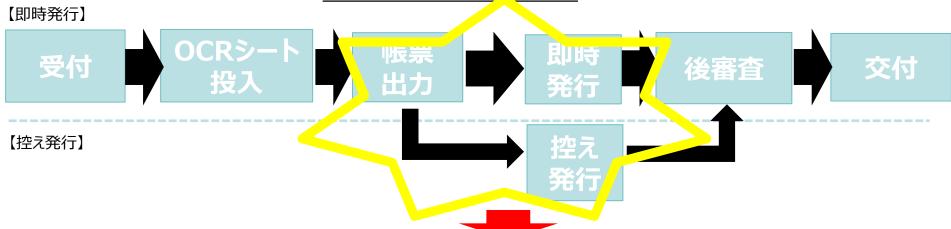
OCRシート投入後、帳票とともに車検証発行



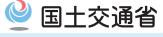
### 〈車検証電子化後〉

即時発行モードにより、現状と同じく帳票と同時に電子車検証を発行することが可能。

ただし、電子車検証発行に要する時間が増加することから、<u>即時発行と控え発行を併用</u>し、機器を効率的に活用する必要があり、<u>車検証発行のフローが2つ</u>となる。

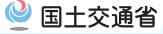


# 本日の説明会の次第

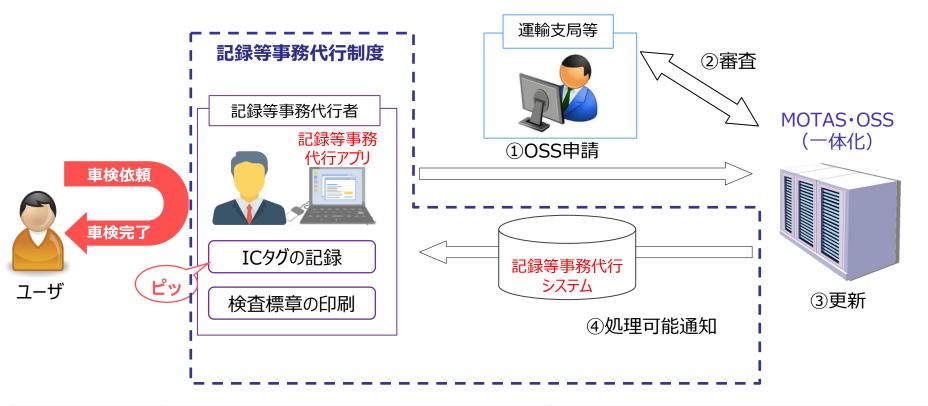


- ① 自動車検査証電子化の概要
- ② 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- 4 OSSの推進
- 5 質疑応答

## 記録等事務委託制度の概要

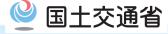


- 継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度。
- □ 記録等事務委託を受けようとする者は、運輸支局長等に委託申請を行う必要がある。



	特定記録等事務 (改正法第74条の5)	特定変更記録事務 (改正法第74条の6)	
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))	
(2)申請方式	電子申請(OSS申請) (	窓口申請は対象外)(※1)	

### 記録等事務の委託手続



#### 1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務(改正法第74条の5)	特定変更記録事務(改正法第74条の6)	
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))	
(2)申請方式	電子申請(OSS申請)	(窓口申請は対象外)	

#### 2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1)申請先:運輸監理部長又は運輸支局長(軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会)

#### (2)委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、 (一社)全国軽自動車協会連合会(検査対象軽自動車のみ)、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

#### ②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録等事務責任者の選任 等

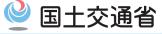
③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ(市販レーザプリンタ又はインクジェットプリンタ(純正顔料インク)、 個人を認証するもの(マイナンバーカード又はgbizID)、ICカードリーダ・ライタ、セキュリティ対策、盗難防止措置等

#### (3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、 事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

# 記録等事務代行者の委託申請



#### 1. 申請先

特定記録等事務:最寄りの運輸支局長(1か所のみ)※1

(軽自動車は、軽自動車検査協会)

※1 記録等事務委託申請者にとって最も利用のしやすい、1箇所の運輸支局

特定変更記録事務:申請対象となる車両の使用の本拠を管轄する支局長(申請を取り扱う支局長すべて)※2

※2 複数局申請の場合、代表支局長を指定

#### 2. 申請方法

- オンライン申請(令和4年5月23日~12月31日までの間は紙申請のみ(郵送可)。
   令和5年1月から、国土交通省が提供する専用ポータルサイトを通じたオンライン申請を原則とする予定。)
- 登録車及び軽自動車の記録等事務委託申請を行う場合、運輸支局及び軽検協への同時申請可

#### 3. 申請書類

- 申請書(①氏名・名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名 ②事業場の名称及び所在地③責任者の氏名 ④現に営んでいる事業の種類、連絡先、メールアドレスその他事務の実施に必要な事項))
- 添付書類(要件を具備することについての証明書類(資格証の写し、体制図、宣誓書等))

#### 4. 委託書の交付

• 通知書を交付

#### 5. 記録等事務代行者の公示

- 公示事項(記録等事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあっては住所及びその代表者の氏名、事業場の名称及び所在地、委託に係る記録等事務の対象とする自動車の範囲)
- 本省HPに掲載(記録等事務を委託した各運輸支局等HPでも閲覧)

# 記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(1分)国土交通省

・当該事務を適切・確実に実施できる者として、必要かつ適切な組織及び能力を有すること、当該業務を適格に実施するために必要な設備を備えていること、また刑罰等に処せられている等の欠格事由に該当しない者とする。

#### 1. 必要な組織・能力を有すること

(1)必要かつ適切な能力を有する者

区分	資格者	添付書類等		
	行政書士の資格を有する者又は行政書士法人	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)		
	1」以育工の具作で行りの日人は1」以育工広人	【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写)		
特定記録等事務	行政書士法(昭和26年法律第4号)第19 条第1項ただし書に規定する総務省令で定め る者として、行政書士法施行規則(昭和26年 総理府令第5号)第20条第2項第2号に規定 される者(ただし、同号で規定される手続きの区 分に限る。)	定款(写)		
	指定自動車整備事業の指定を受けている者	整備工場コード(指定) (例:41-01234)		
特定変更記録事務	行政書士の資格を有する者又は行政書士法人	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)		
刊心文文心必予仍	11以目上の見行で日子の日入(611)以言工広人	【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写) <sub>20</sub>		

# 記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(1))

# 》 国土交通省

### 1. 必要な組織・能力を有すること

#### ※申請にあたっては、国土交通省が定めた様式で作成。

(2) 適切な組織体制であること

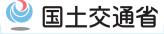
区分	具体的な要件	添付書類
	自動車検査証への記録の適切な実施の管理	組織体制図
①管理体制	検査標章の保管および出納の管理	
	法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督	
②連絡体制	問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制 の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理	連絡体制図
③責任者の選任	記録等事務の責任者を選任し、法令に基づく事務の管理運営が適切に行われるものであること 〈責任者の役割〉 ・車検証の記録、検査標章の保管及び出納の管理 ・法令遵守についての指導及び監督(例:研修の実施など) ・記録等事務の実施に係る統括管理	責任者の氏名を記載

# 記録等事務等代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者と国土交通省

#### 2. 適切な設備を備えていること

要件	具体例
①記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン	Windows10、Windows11を搭載したパソコン
②検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器	市販のレーザープリンタ又はインクジェットプリンタ (顔料インク)を想定 <sup>※1</sup> ※1 現在検討中 ただし、特定変更記録事務の場合、インクジェット プリンタは顔料インクタイプである必要はない。
③自動車検査証に搭載されるICタグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器	ICカードリーダ・ライタ <sup>※2</sup> ※2 市販品(NFC規格対応の非接触型)を想定 ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、 並びにPC/SCインタフェースに対応していることが必要
④インターネット接続環境	
⑤記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの	作業者のマイナンバーカード又は法人のgBizID
⑥必要なセキュリティ対策が講じられていること	業務に使用するPCの継続的なOSの更新、ウイルス対策ソフト(OSに備え付けられているものを含む)の導入、盗難防止対策

なお、業務に際しては「検査標章台紙」(運輸支局等で配付予定)、「A4普通紙等消耗品」も必要となる。



#### 記録等事務代行の要件を確認するための添付書類

1. 組織体制図

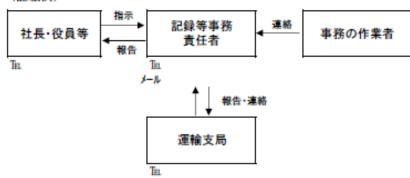
(記載例)

社長・役員等		記録等事務責任者		事務の作業者
氏名		氏名		名

※社長、役員等が、記録等事務責任者を兼務することも可能。

2. 緊急時の連絡体制

(記載例)



- 3. 業務に使用する設備
  - □ Windows10またはWindows11を搭載したPCを有している(準備する予定である)
  - ロ レーザプリンタ又は顔料インク対応のインクジェットプリンタを有している(準備する予定である)
  - □ 非接触型のICカードリーダ・ライタを有している(準備する予定である)
  - 記録等事務代行作業者がマイナンバーカードを取得している(取得する予定である)又はgbizIDを取得している(取得する予定である)
  - □ インターネット接続環境を有している(準備する予定である)
  - 業務に使用するPCの継続的なOSの更新、ウイルス対策ソフト(OSに備え付けられているものを含む)の導入を実施している(実施する予定である)
  - □ 業務に使用するPCに対する盗難防止対策が取られている(対策をとる予定である)

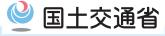
# 記録等事務等代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(3))

#### 3. 欠格事由に該当しないこと

#### ※申請にあたっては、宣誓書にて確認

- (1)一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- (2)特定記録等事務の委託又は特定変更記録事務の委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
- (3)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)又は(2)、(3)のいずれか に該当するもの
- (4)法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) のうちに、(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

### 記録等事務等代行者の要件を確認するための添付書類(2)



○○運輸支局長 殿

宣誓書

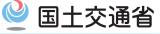
道路運送車両法施行規則第49条の7第3号(欠格事由)の各事項に該 当しておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

年 月 日

住 所氏名又は名称代表者名

# 記録等事務委託申請(オンライン)

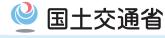


- 令和5年1月以降、記録等事務委託申請については、国土交通省が提供する専用ポータルサイトより申 請が必要。なお、ポータルサイトは令和5年1月に公開予定。
- ポータルサイトにおいては、記録等事務の委託手続の詳細について解説する他、記録等事務に必要な情報が入手できるような仕様となる予定。

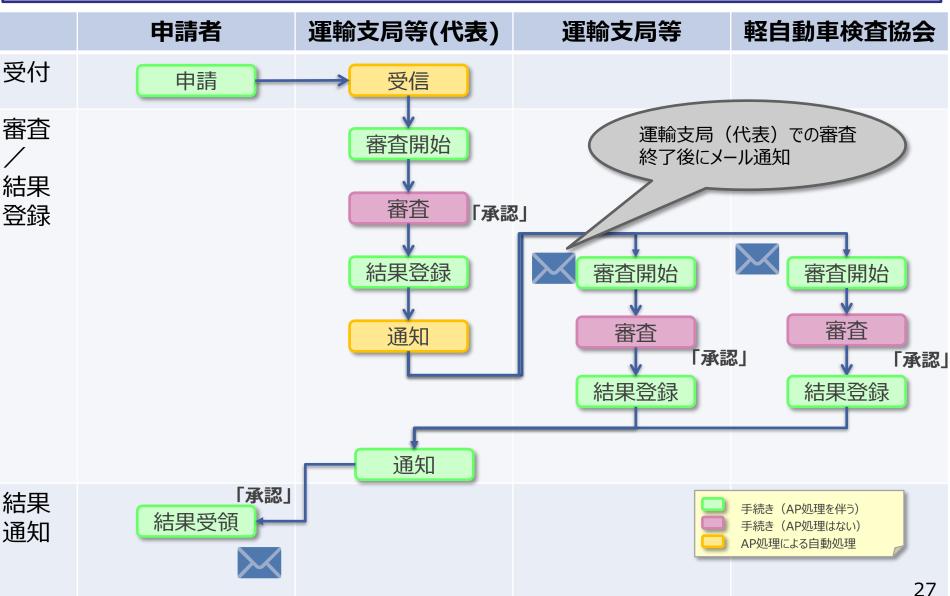


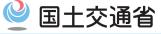


### 変更記録に係る委託申請先が複数ある場合のフロー案(オンライン)



令和5年1月から提供するオンライン申請時のフロー案。紙での申請の場合、委託を受けたい地域が複数 ある場合は、当該地域を管轄するすべての運輸支局長に対して申請を行う必要がある。





#### 1. 委託することができない事務

区分	委託することのできない事務(引き続き運輸支局等が行う事務)	関係条文
特定記録 等事務	継続検査の結果の判定	法第74条の5第1項
	通常の有効期間の経過前に保安基準に適合しなくなるおそれがある場合に車検証の有効期間を短縮する判断	法第61条第3項
	自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付事実の有無について地方自治体に確認すること 及び納付事実が確認できない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の2第2項 及び第3項
	自動車重量税が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の4第1項
	放置違反金等が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	道交法第51条の7第2項
特定変更記録事務	変更記録をすることが適当であるかどうかの審査	法第74条の6第1項
	保安基準に適合しなくなるそれがあると認めるかどうかの判定	法第67条第3項

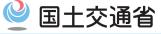
#### 2. 禁止行為

- 災害その他やむを得ない理由以外で記録等事務を実施しないことの禁止
- 他の車検証への記録、他者への車検証返付や標章交付

#### 3. 委託解除について

- 以下の事実を確認した支局等において審査後、記録等事務代行者あてに解除の通知を行う。
  - (1)委託の要件を備えなくなった場合
  - (2)道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に違反したとき
- 解除された場合、速やかに交付を受けた支局等に対し検査標章を返納する。

# 遵守事項



### 1. 各種手続

対象手続	要件
検査標章の紛失届	・保管中の検査標章を紛失したとき ・紛失した年月日、番号、枚数、理由を届出に記載
事業場の位置の変更承認	・事業場の位置を変更しようとするとき【概ね30日前】 ・審査基準、申請方法、通知方法は委託申請時と同様
氏名等変更届	・氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名、事業場の名称、責任 者の氏名を変更しようとするとき【概ね7日前】
委託業務廃止届	・記録等事務代行業務をやめようとするとき【概ね7日前】 ・委託申請したすべての支局長等あて(継続して委託業務を実施する地域がある 場合、当該支局を除く)

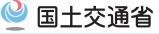
### 2. 標識の掲示義務

下記の標識を、事業場において、公衆の見やすいように掲げなければならない。

一回の原題と、手来物にのいて、四人のの「フィののに」可いない。				
● 事	↑   10センチメートル   ↓			
•氏名又は名称		·		
・委託をした運輸支局長又は運輸監理 部長(法第74条の4の規定の適用が あるときは、軽自動車検査協会)		   ※材質等は自由		

40センチメートル

# 記録等事務の実施方法・内容(イメージ図)

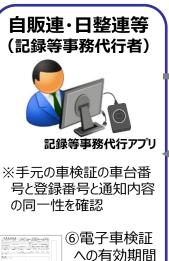


- □ 各運輸支局等は、記録等事務代行者における車検証情報の書き換えを希望するOSS申請については、申請内容を審査(保安基準に適合するか、変更登録が適当か)した上で、申請者の希望する記録等事務代行者へ書き換え可である旨及び書き換えに必要な事項を記録等事務代行アプリを通じて通知。
- 通知を受けた記録等事務代行者においては、記録等事務代行アプリから、書き換え情報を閲覧し、車検証に記載された車台番号と登録番号と通知を受けた内容の同一性を確認した上で、ICタグの書き換え、検査標章の印刷を行い、車検証を返付。

#### ④個別申請時の審査(保安基準適合等の確認後)

- OSS申請
- 記録等事務代行者の氏名・名称、委託番号
- 申請先の運輸支局等との委託関係の確認
- 記録等事務代行者と当該OSS申請人との同一性確認

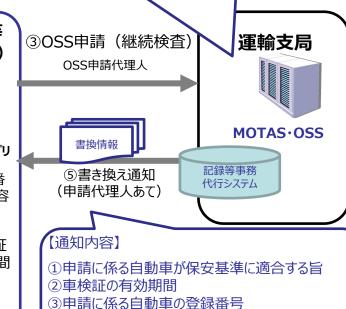




等の記録

⑦検査標章

の交付

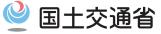


④その他車検証への記録に必要な事項

30

⑤エラーメッセージ

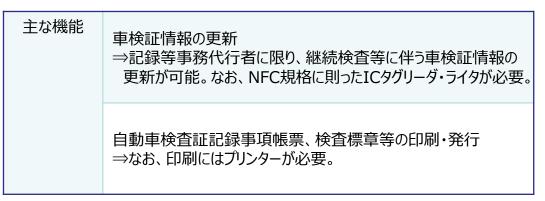
### 記録等事務代行アプリの概要



- 記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章の発行を行うためには、国土交通省から提供する 「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要がある。
- 記録等事務代行アプリを利用することによって、継続検査等に伴う車検証情報の更新や検査標章、各種 帳票の印刷・発行等、従来、国において実施していた業務が記録等事務代行者の手元で行えることとなる。

#### 記録等事務代行アプリの概要

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 (メンテナンス時除く)
利用可能者	記録等事務代行者
利用可能機器	PCのみ



#### 記録等事務代行アプリの利用の流れ

アプリ\*1 起動 ID<sup>※2</sup>/ PWの 入力 ・ログイン マイナンバー カード or gBizID

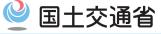
による認証

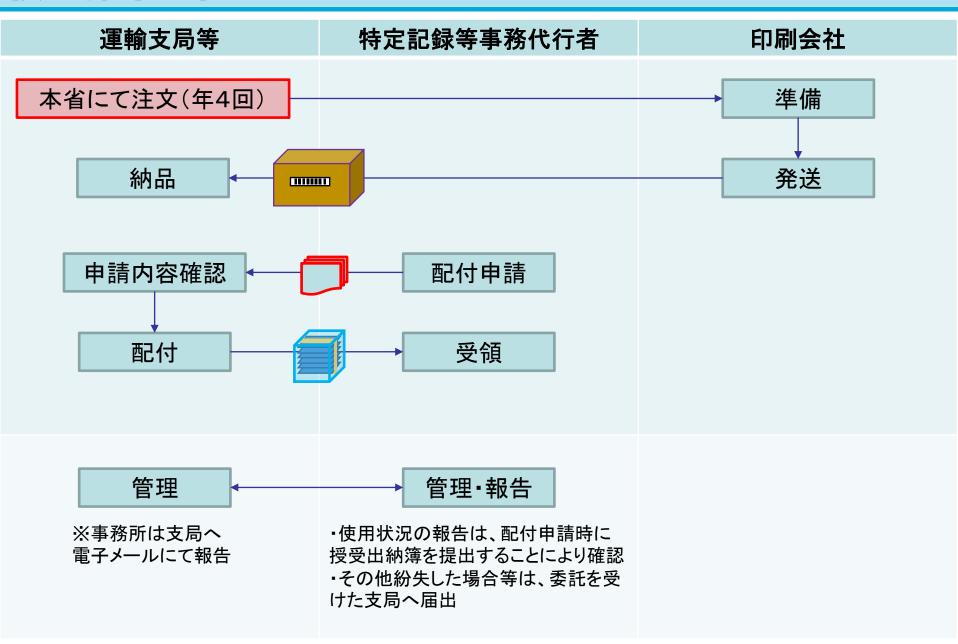
電子 車検証 の更新 各種帳票 ·

検査標章 の印刷

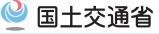
- ※1 なお、記録等事務代行アプリを使うためには、記録等事務代行委託申請、 記録等事務代行アプリのインストール、アカウントの初期設定を終えている 必要あり。
- ※2 「ID≠記録等事務代行者委託番号」。IDは別途、代表者が作業者に対して払い出しを行うアプリログイン用のID。







# 【参考】検査標章イメージ



### 配付・管理及び不正防止対策について

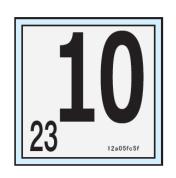
検査標章貼付後も交付した事業者がわかるようにするため、 青シールと台紙の2箇所に製造管理番号を付す。 製造管理番号により標章の配付・管理等を行う。

#### フロントガラス貼付の場合

ナンバープレート貼付の場合



車内側



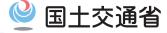
外側



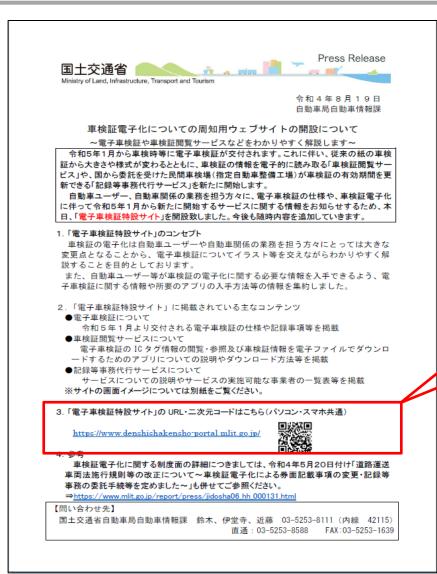
台紙のサイズは「はがきサイズ」を想定

※R6.1より、軽自動車についても登録車に合わせて仕様を統一する予定

### 電子車検証特設サイト



- 国土交通省では、令和5年1月の車検証電子化に向け、自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う 方々に必要な情報をお知らせするため、「電子車検証特設サイト」を開設しました。
- 今後も随時内容が追加されますので、ご確認ください。



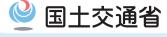


#### 【主なコンテンツ】

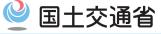
- ○電子車検証の仕様や記録事項
- ○車検証閲覧アプリの説明、ダウンロード方法
- ○記録等事務代行の説明、実施可能事業者の一覧

等

# 本日の説明会の次第



- ① 自動車検査証電子化の概要
- 2 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- 4 OSSの推進
- 5 質疑応答



## 1. 概要

## ■ 背景・目的

税・手数料の支払い手段の多様化によるユーザー利便向上を目指し、国庫金(検査登録手数料、 自動車重量税)、NALTEC検査手数料及び技術情報管理手数料についてキャッシュレスでの支払 いを可能とする。

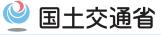
・現状の支払方法 : 窓口申請 : 印紙および証紙

OSS申請: インターネットバンキング、ATMでの振り込み等

・キャッシュレス払い:クレジットカード 及び 国際ブランド付きデビットカード

#### ■ 用語の整理

項番	用語	説明
1	キャッシュレス決済	本案件の場合は、クレジットカードで決済することを示す。
2	カード有効性確認	カード会社に現時点でクレジットカードが使用可能かどうか(有効期限が切れていないか等)について照会すること。
3	決済ソリューション	キャッシュレス決済を導入する際に必要となる決済代行サービスや代理納付等を実現するシステムのこと。 納付受託事業者が提供する。
4	オーソリゼーション (オーソリ)	カード会社に現時点でクレジットカードが有効かどうかや、利用限度額に達していないか等について照会をかけて確認し、クレジットカード決済を実施する処理(実際に与信枠を確保する)のこと。
5	支払者	キャッシュレス決済を行う者を示す。主にその車両の使用者(所有者)となるが、ディーラー等の業者も支払者となり得る。
6	決済情報	税・手数料の算出に必要な情報となる業務種別(新車新規登録、変更登録、継続検査等)、登録番号、車台番号、支払者等の情報。支払者が「くるま保有関係手続 お支払い情報登録サービス」にて入力する。



## ■ キャッシュレス払いを可能とする税・手数料について

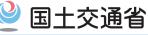
自動車の申請手続きにかかる税・手数料のうち、検査登録手数料、自動車重量税、NALTEC検査手数料および技術情報管理手数料を、キャッシュレス払い可能とする。

凡例 ○:対象、×:対象外、-:該当なし

項番	税・手数料	納付先	概要	対象	
<b>坝田</b>	位・子女科	かれて	似女	窓口	oss
1	検査登録手数料(登録)	支局等	自動車の登録を行う時に発生する手数料	$\circ$	$\bigcirc$
2	検査登録手数料(検査)	支局等	自動車の検査を行う時に発生する手数料	$\circ$	$\bigcirc$
3	自動車重量税	支局等	自動車の重量等に応じて課せられる国の税金	0	$\bigcirc$
4	検査手数料(NALTEC)	NALTEC	持込検査時に発生する検査手数料	$\circ$	<b>- ※</b> 1
5	技術情報管理手数料	NALTEC	令和3年10月1日より追加される自動車の検査の際に支払う 法定手数料	0	0
6	登録免許税	支局等	抵当権を登録する際に発生する税金	×	<b>- %</b> 2
7	自動車税環境性能割	県税事務所	売買等で自動車を取得した者に対して各都道府県から課さ れる税金	×	×
8	自動車税種別割	県税事務所	自動車の所有者に対し、毎年各都道府県から課税される税	×	×
9	保管場所証明申請手数料	警察	警察署において自動車の保管場所(車庫)を確保している ことの確認を行うための手数料	×	×
10	保管場所標章交付手数料	警察	警察署において自動車の保管場所標章を交付するための手 数料	×	×
11	標板交付手数料	交付代行者	ナンバープレート交付時に発生する手数料	×	×

※1: 持込検査はOSS申請の対象外。

※2:登録免許税が発生する抵当権登録はOSS申請対象外。



## 2. キャッシュレス決済の流れ

申請対象の車両に対してクレジットカード情報等を登録し、キャッシュレス決済を実施する。

#### ①決済情報の登録



- ■主な入力項目
- ・業務種別 (継続検査など)
- ·申請方法(窓口申請/OSS申請)
- · 登録番号
- · 車台番号
- 支払者名
- 支払者の電話番号
- ・支払者のメールアドレス
- ・同意上限金額 など
- ■納付受託事業者のサイト ・クレジットカード情報

WEBサイト※にて、支払者が申請 対象の車両情報、支払可能な同意 上限金額、クレジットカード情報 を登録する。

「支払受付番号」を払い出す。

※「お支払い情報登録サービス」。 国交省のサービスとして令和5.1 より開始

支払受付番号の連携

#### ②申請



・登録番号/車台番号 ・業務種別 支払受付 · 申請方法

番号

#### OCR申請



支局等職員

支払受付番号情報

登録番号	品川300さ1000
支払受付番号	10001
検査登録手数料	400円
自動車重量税	32800円

申請業務を実施。

#### ■処理内容

- ①支払受付番号の登録有無チェック ②申請内容に応じた税・手数料の確定
- 額の算出
- ※クレジットカード情報やこれに紐づ く支払受付番号はMOTAS及び納付受 託事業者にて保持するため、支局等職 員は特段の確認作業は不要。

#### ③決済・交付

交付情報



\*\*\*\*\* 智慧器 麗麗 支扒受付番号情報

登録番号 品川300さ1000 支払受付番号 10001 検査登録手数料 400円 自動車重量税 32800円

交付業務を実施。

#### ■処理内容

交付業務と同時にキャッシュレス決 済を実施する。

- ※OSS申請の場合は、決裁時に
- キャッシュレス決済を実施
- ※クレジットカードでの決済自体は 納付受託事業者にて実施。

決済対象の支払受付番号および 確定した税・手数料額を連携



クレジッ トカード 情報

カード有効性確認

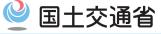
クレジットカード情報保持

決済ソリューション (納付受託事業者)

クレジッ トカード 情報

オーソリ/ 売上処理

※ブランドは一例。

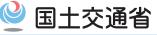


## 3. くるまの保有関係手続 お支払い情報登録サービスの概要

. . . . . . . . . . . .

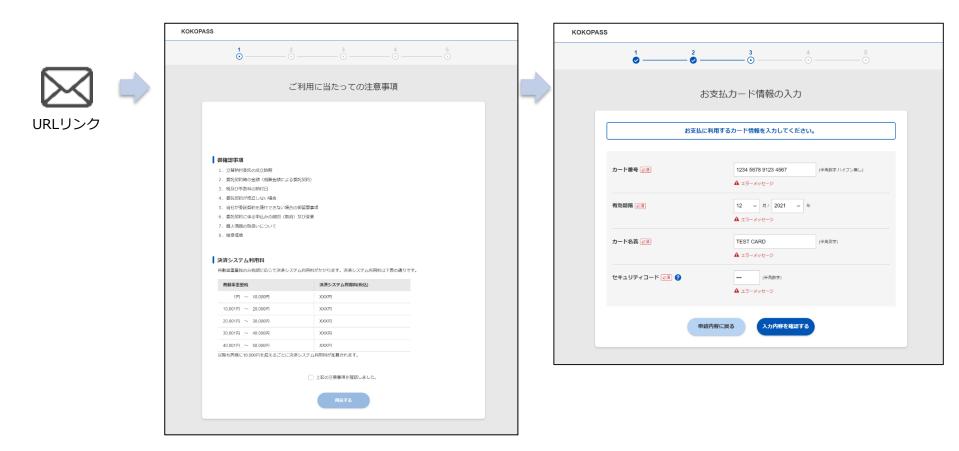
支払者に車両情報等を登録するサイトである。主としてスマートフォンでの利用を想定したレイア

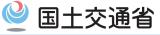




## ■クレジットカード情報登録サイト(納付受託事業者提供のサイト)

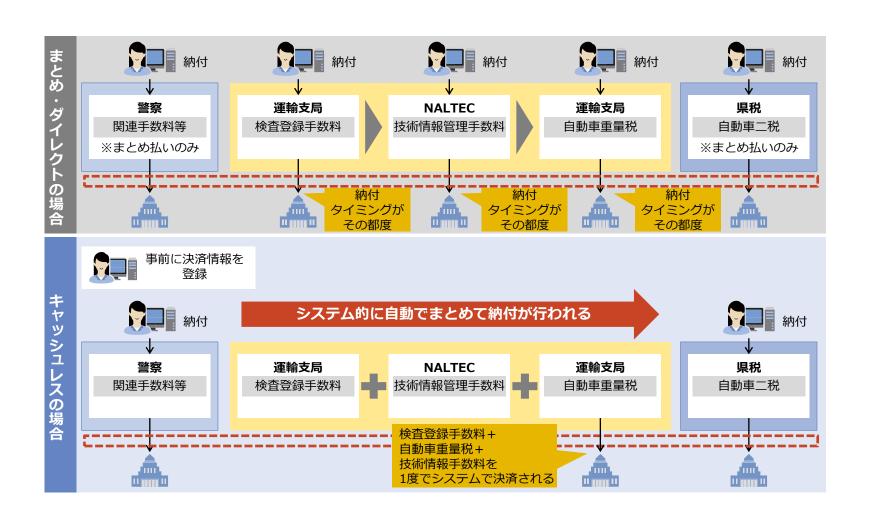
クレジットカード情報の登録は、メール送付したURLから別サイト(納付受託事業者が提供するサイト)での登録となる。



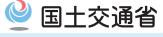


## 4. OSS申請のキャッシュレス決済の運用フロー

キャッシュレス決済によるOSS申請においては、税・手数料(検査登録手数料、自動車重量税、 NALTEC手数料)を、決裁時(後審査後)にまとめて決済を行う。

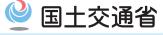


# 本日の説明会の次第



- ① 自動車検査証電子化の概要
- 2 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- ④ OSSの推進
- 5 質疑応答

## オンライン利用率引上げに向けた基本計画の改定・策定(令和3年12月10日)



- ○「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「オンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組むこととされたことを踏まえ、登録車の新規登録など旗艦的28の行政手続きについては、令和2年12月、オンライン利用率引上げの基本計画を策定(令和3年5月改定)。
- 今般、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「年間10万件以上の手続を含む事業全て」についても取り組むこととされたことを受け、既に策定している登録車については、新規検査及び継続検査並びに輸出解体届の手続を追加したほか、軽自動車等についても基本計画を新たに策定。

#### 1. 目標設定における規制室の考え方

- ① <u>オンライン実績が10%未満の手続きは速やかに離陸することが重要</u>であり、少なくとも<u>20%以上目標設定</u>する。
- ② オンライン利用率が30%程度の手続は50%以上、既に50%超の手続は極力80%以上を目指す。
- ③ 既にオンライン利用率が80%以上の手続は、最終的に100%の実現を見据えた目標値を設定する。

## 2. 改定内容

( ) はマイナンバーカードを用いて紙の委任状や印鑑登録証明書の提出を省略した申請の目標値

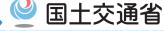
		( )				
区分	取組期限	利用率の目標				
登録車 [手続追加]	令和8年3月	新規登録 <u>70%(50%)</u>	中間登録 <u>20%(15%)</u>	輸出解体届 20%(15%)	新規検査※ 1 <u>70%</u>	継続検査※ 1 <u>70%</u>
軽自動車 [新規策定]	令和9年3月 ※2		記載変更※ 2 20%(10%)		新規検査 40%(20%)	継続検査 <u>60%</u>
軽二輪 [新規策定]	オンライン化から 5年目	<u>使用の届け出</u> <u>20%</u>				

<sup>※1</sup>新規検査及び継続検査には小型二輪自動車を含む。

※2記載変更の取組期限については、オンラインシステム運用開始から5年後

なお、各検査の総件数のうち、小型二輪自動車の検査件数割合は約3%と微少なため、利用率の目標算出において考慮しないこととした。

# オンライン利用率引上げの基本計画 理題とその解決に向けたアクションプラン 国土交通省

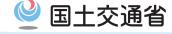


録自動車】						
年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
<課題1> OSS申請関連手続き の利便性の向上	・「基本4情報 検証 (注 引越時の を次回車 する仕組み OSSの使いやすさの向上 エラー内容の解説充実、 ドやIC車検証を活用した 保管場所 警察署へる 継続検査や変 車検証の電子 自動車検査登録等の手 様化 (検討:~202	(スマートフォンを活用したカーコグ取得追加、ブラウザの多様入力項目の省力化等) 標章の郵送化によりの来訪を不要化 を更登録・移転登録のOSS申代により運輸支局等への来記を 数料の納付や自動車諸税に 1.3 実施:2023.1~順次)	ードリーダの不要化、 化、マイナンバーカー 請について、 ちを不要化 おける決済手法の多	6.3)		12月 4日策定 12月10日改定
く課題2> 一部の手続き書類について電子化が進んでおらず、窓口での提出が別途必要又はOSSの手続き対象外				ー ~2021.3 実施:~2026.3) ー 電子化した上で、OSS対象手紙		3 実施:~2026.3)
<課題3> マイナンバーカードを用い た申請や自動車OSSに ついての理解が浸透して	OSS申請率低迷地 域の明確化・OSS申 請利用の働きかけ(マ イナンバーカードの優良事例 の展開など)					

いない

OSS未対応3府県にOSS対象地域を拡大

## 手続き別オンライン利用率の状況と目標利用率(令和3年度)





「4,329件/212万件」 令和3年度利用率

0.2%

目標利用率(令和7年度末)

20%

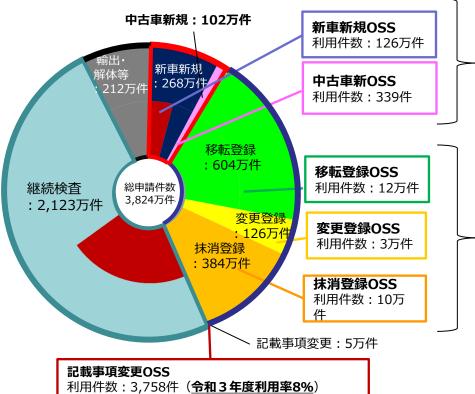
※マイナンバーカード使用 **15%** 

#### ○継続検査OSS

「821万件/2,123万件」 令和3年度利用率

38%

目標利用率(令和7年度末) 70%



#### ○新規登録OSS

「126万件/370万件」 令和3年度利用率

34%

目標利用率(令和7年度末

70%

※マイナンバーカード使用 50%

#### ○中間登録OSS

「25万件/1,114万件」 令和3年度利用率

2%



目標利用率(令和7年度末)

20% ※マイナンバーカード使用 15%

※申請件数10万件以下のため目標利用率未設定

#### 〇軽自動車

**〇新規検査**「0件/212万件」

**〇記載変更**「0件/529万件」

**〇継続検査** 「362万件/1,232万件」

令和 3 年度利用率 **0%** 令和3年度利用率 0%

令和3年度利用率 29%

目標利用率(令和8年度末)40%

目標利用率(オンライン化から5年後)20%

目標利用率(令和8年度末)60%

#### 〇軽二輪

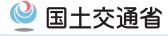
**〇使用の届け出**[0件/57万件]

令和3年度利用率 0% □



目標利用率(オンライン化から5年後)20%

# 東北運輸局管内におけるOSS利用率(R4.8)



## 【新規登録】

県名	利用率
青森県	32.40%
岩手県	34.68%
宮城県	41.72%
秋田県	21.07%
山形県	34.68%
福島県	34.90%

## 【中間登録】

県名	利用率
青森県	0.22%
岩手県	0.20%
宮城県	1.21%
秋田県	0.47%
山形県	0.72%
福島県	0.61%

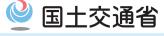
## 【継続検査】

県名	利用率
青森県	33.89%
岩手県	35.11%
宮城県	45.04%
秋田県	43.55%
山形県	40.97%
福島県	45.04%

## 【輸出·解体届出】

県名	利用率
青森県	0%
岩手県	0%
宮城県	0%
秋田県	0%
山形県	0%
福島県	0%

# 東北運輸局管内におけるOSS利用率(R4.8)



## 【新車新規登録】

県名	利用率
青森県	51.38%
岩手県	67.54%
宮城県	71.22%
秋田県	<u>36.96%</u>
山形県	56.26%
福島県	64.37%

東北運輸局管内利用率:60.81%

全国利用率 : 55.14%

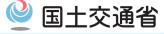
## 【継続検査】

県名	利用率
青森県	44.16%
岩手県	<u>43.75%</u>
宮城県	59.49%
秋田県	55.01%
山形県	57.50%
福島県	60.89%

東北運輸局管内利用率:54.69%

全国利用率 : 54.65%

## 車検証電子化とOSSとの関係について



- 車検証電子化によるメリットを受けるためには、OSS申請が必須となります。
- また、電子車検証は現状の車検証に比べ、発行に要する時間がかかるところ、積極的にOSS 申請いただくことで審査時間等を短縮することができると考えております。
- つきましては、これまで以上に積極的にOSSを活用いただくようお願いします。

## 〈車検証電子化・記録等事務代行制度とOSSの関係〉

記録等事務代行制度による出頭不要とするためには、OSS申請が必須

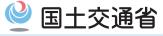


車検証電子化のメリットを受けるためには、積極的にOSS申請することが必要

## 〈OSSにより見込まれる審査時間等の短縮〉

新規登録	継続検査
・ハイブリット申請では、受付審査時に、書面 (印鑑証明書、委任状等)を確認 ⇒事前確認することで、繁忙期に目視する申請 が減り、処理時間の短縮が見込まれる。	・現状、旧車検証持参後、新車検証を発行しているところ、次期MOTASでは、新車検証の事前発行が可能 ⇒電子車検証受取までの時間短縮
・自動審査による審査 ⇒目視審査よりも短い時間で審査可能	・次期MOTASでは、受付審査自動化を実現 ⇒職員の操作削減による処理時間短縮

# OSSの利便性向上に向けたご意見について



- OSS利用促進に向け、実際にOSS申請を行っている方々のご意見を踏まえた利便性向上が 重要であると認識しています。
- つきましては、現状のOSSのシステムや運輸支局・自動車検査登録事務所における運用に対して、ご意見・ご要望等がありましたら、お知らせください。

## 〈お伺いしたい内容〉

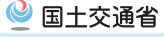
## OSSにおける課題

- OSS申請を行っていて困っていること、改善してほしいこと(課題)
- OSS申請ではなく、窓口申請を行っている場合は、その理由
- OSSの利用が進まない場合は、その理由

## OSSのメリットや利用促進に向けた取組

- OSS申請を行っていて感じているメリット
- OSS申請を行おうとして経緯及び理由
- OSS利用促進のために行っている取組

# 本日の説明会の次第



- ① 自動車検査証電子化の概要
- 2 記録等事務代行制度
- ③ 国庫金等納付のキャッシュレス化
- 4 OSSの推進
- ⑤ 質疑応答